

最高裁秘書第2495号

平成30年6月15日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第16号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年6月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

6月13日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に不開示情報に該当するかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考えている。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 裁判所庁舎設計基準（最新版）

イ 裁判所庁舎設計標準図（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、「裁判所庁舎設計基準」及び「裁判所庁舎設計標準図」を特定した上（以下、併せて「本件対象文書」という。）、4月27日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件対象文書は、全国の裁判所庁舎を設計する際の、庁舎の各室や設備などの各種基準等が記載された文書であるが、裁判所庁舎においてはセキュリティの確保が要請される場所があるところ、最高裁判所が不開示とした部分には、室名や当該室の仕様等が記載されており、当該不開示部分が開示された場合、犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるか、又は庁舎管理上の問題や警備上の問題等が生じるおそれがあることから、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当するといえ、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第2の2に該当し、不開示とすべきである。

したがって、原判断は相当であると考ええる。